

各種選挙の投票立会人募集要項

山江村選挙管理委員会では、村民の皆さまが選挙に主体的に関わる機会を増やし、選挙をより身近に感じていただけたため、山江村内で行われる選挙における投票立会人の登録者を次のとおり募集します。

応募いただいた方は、投票立会人として登録し、各種選挙の際に選挙管理委員会から依頼させていただきます。(投票所には投票管理者や選挙事務職員がいますので、選挙制度等に関する知識や経験は特に必要ありません)

なお、既に登録されている方は、改めて登録する必要はありません。

1 投票立会人の主な仕事

- (1) 投票所の開閉立会い
- (2) 最初の投票時に投票箱が空であるかどうかの確認
- (3) 投票者が投票所に入場してから投票を完了し、退場するまでの確認
- (4) 投票時間終了後の投票箱封鎖の立会い
- (5) その他、投票事務全般への立会い、投票録への署名等

2 応募資格

山江村の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方

(満18歳以上の日本国民で、山江村に3か月以上住所がある方)

- ※ 選挙時点で応募されている方の情報を再確認し、要件が該当しなかった場合は選任をすることができませんので、ご了承ください。
- ※ 特定の候補者の選挙運動や政治活動等に積極的に携わっている方は応募をご遠慮ください。

3 立会時間、場所、報酬

	立会時間	場所	報酬
期日前投票	8:30~20:00	山江村歴史民俗資料館 (えほんの森横)	10,900円
当日投票	7:00~19:00	第1~第5投票所	12,400円

- ※ 報酬は源泉徴収後の金額をお渡しします。
- ※ 期日前投票の立会日は各選挙の選挙期日の公示(告示)の日の翌日から投票日の前日までの期間のうち、選挙管理委員会が指定する日です。
- ※ 当日投票所について、1~3時間繰り上げを行っている投票所がありますので、その場合は報酬額が異なります。

4 募集期間

通年、受け付けします

5 応募方法

以下のどちらかでご応募ください。

(1) 「投票立会人登録申請書」の提出による申し込み（持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法）

(2) お電話による申し込み

※ 登録申請書は役場総務課内の山江村選挙管理委員会でお受け取りいただくほか、山江村ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】山江村選挙管理委員会（山江村役場総務課内）

【送付先】

〒868-8502 山江村大字山田甲1356番地の1

山江村選挙管理委員会事務局（山江村役場総務課内）

電話：0966-23-3111 ファックス：0966-24-5669

E-mail：soumu@yamae.kumamoto.jp

6 登録から選任まで

(1) 応募された方を登録者名簿に登録します。

(2) 選挙が近くなりましたら、登録された方へ選挙管理委員会から従事の可否や希望日等について確認します。

(3) 日程等を調整のうえ投票立会人を選任し、ご本人に通知します。ただし、応募状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 登録のために提供いただいた個人情報につきましては、厳重に管理し、投票立会人の選任にかかる事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

7 お問合せ先

山江村選挙管理委員会（山江村役場総務課内）

〒868-8502 山江村大字山田甲1356番地の1

電話：0966-23-3111 ファックス：0966-24-5669

E-mail：soumu@yamae.kumamoto.jp

【参考】令和8年度に予定されている各種選挙

山江村長選挙（任期満了：令和8年8月1日）